

令和8年5月18日

各商工関係団体 御中  
各建設業協会 御中

葛城労働基準監督署長



職場における熱中症予防対策の実施の徹底について（緊急要請）

平素は、葛城労働基準監督署の業務にご協力をいただき、感謝を申し上げます。さて、厚生労働省では例年、5月から9月までの期間を「**STOP!熱中症クールワークキャンペーン**」と銘打ち、熱中症予防対策への重点的な取組を行っているところですが、今年の夏も猛暑が予想されています。

奈良労働局管内における熱中症による死亡災害は、平成29年に1件発生した以降暫く発生しておりませんでした。昨年2件発生したところです。さらに、休業4日以上労働災害は、昨年は前年比4件増の21件と過去最高の発生となりました。

このため、職場における熱中症予防対策の実施の徹底についての緊急要請をいたします。つきましては、貴会所属の会員事業者の皆様に対し、同封するリーフレット等について、広報誌、ホームページへの掲載等により周知していただきますよう、ご協力をお願い申し上げます。

なお、職場における熱中症対策を強化するため、昨年6月1日から改正労働安全衛生規則が施行されております。熱中症による健康障害の疑いがある者を早期に発見し、熱中症の初期対応の遅れを防ぎ、迅速かつ適切に対処することにより、熱中症の重症化を防止し、死亡災害に至らせないようにするための「体制整備」、「手順作成」、「関係者への周知」が事業者に義務付けられています。

(※)「熱中症予防ための情報・資料サイト(厚生労働省HP)」

[https://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryuu/kenkou/nettyuu/nettyuu\\_taisaku/](https://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/kenkou/nettyuu/nettyuu_taisaku/)



(※)「令和8年「STOP!熱中症 クールワークキャンペーン」(奈良局HP)」

[https://jsite.mhlw.go.jp/nara-roudoukyoku/hourei\\_seido\\_tetsuzuki/ansen\\_eisei/01122.html](https://jsite.mhlw.go.jp/nara-roudoukyoku/hourei_seido_tetsuzuki/ansen_eisei/01122.html)



【担当】

葛城労働基準監督署 安全衛生課  
電話 (0745) 40-4491

アドレス: [katsuragi-kantokusho@mhlw.go.jp](mailto:katsuragi-kantokusho@mhlw.go.jp)